

65歳以上のかたの 介護保険料が変わります

第4期芦別市介護保険事業計画（平成21年度から23年度）の策定に伴い、平成21年度からの介護保険料が変わります。平成17年度税制改正に伴う激変緩和措置は平成20年度で終了しましたが、平成21年度から23年度においても保険料軽減措置を講じ、第4段階に特例措置を設けるとともに、従前の第5段階を第5段階と第6段階に分けて設定しました。

なお、65歳以上のかたが負担する、介護給付費に対する保険料の割合が19%から20%に改定され、介護報酬の3%上昇の改定が行われましたが、国から交付された介護従事者処遇改善臨時特例交付金と芦別市介護保険基金

からの繰り入れにより、第3期芦別市介護保険事業計画（平成18年度から20年度）による介護保険料よりも軽減されています。

ただし、第4段階、第5段階、第6段階（従前の第5段階）については、激変緩和措置の終了に伴い、保険料が上昇するケースがあります。

平成21年度の65歳以上のかたの介護保険料は、世帯の住民税の課税状況をもとに確定し、7月上旬に通知書を送付します。

平成21年度から23年度の介護保険料と納付方法は以下のとおりです。

●平成21年度から23年度までの介護保険料●

所得段階	対象となるかた	年 額	月 額	
第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金の受給者で本人及び世帯全員が住民税が非課税のかたなど	1万9,200円	1,600円	
第2段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で課税年金収入＋合計所得金額が80万円以下のかたなど	1万9,200円	1,600円	
第3段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で第2段階以外のかたなど	2万8,800円	2,400円	
第4段階	本人は住民税非課税だが、世帯内に住民税課税者がいるかたなど	①本人の課税年金収入＋合計所得金額が80万円以下のかたなど	3万3,792円	2,816円
		②本人の課税年金収入＋合計所得金額が80万円を超えるかたなど	3万8,400円	3,200円
第5段階	本人が住民税課税で合計所得金額が125万1円未満のかたなど	4万3,392円	3,616円	
第6段階	本人が住民税課税で合計所得金額が125万1円以上200万円未満のかたなど	4万8,000円	4,000円	
第7段階	本人が住民税課税で合計所得金額が200万円以上のかた	5万7,600円	4,800円	

●保険料の納付方法●

対象となるかた	納 付 期 間
年金からの引き去り（特別徴収）により納めているかた	4月と6月は仮徴収のため、8月以降は確定した保険料の年額から、仮徴収により納めていただいた保険料を差し引いて、残った金額を4等分し、8月から翌年2月までの年金から引き去ります
市が送付した納付通知書（普通徴収）により保険料を納めるかた	7月から翌年2月の納期限までに納めてください
特別徴収が8月から開始となるかた	年間4回（8月、10月、12月、翌年2月）での引き去りになります
10月から特別徴収に切り替わるかた	7月から9月までの納期分は普通徴収で納めていただくこととなります

■問い合わせ／市介護保険係